

第4次男女共同参画のまちづくりプラン外部評価の実施方針(案)

(1) 目的

男女共同参画の推進は、市政のあらゆる領域にわたり、全庁的な取組を必要とすることから、各課における内部評価に加え、評価に客観性、公平性、多面性を持たせるため、重点事項を対象に外部評価を行います。

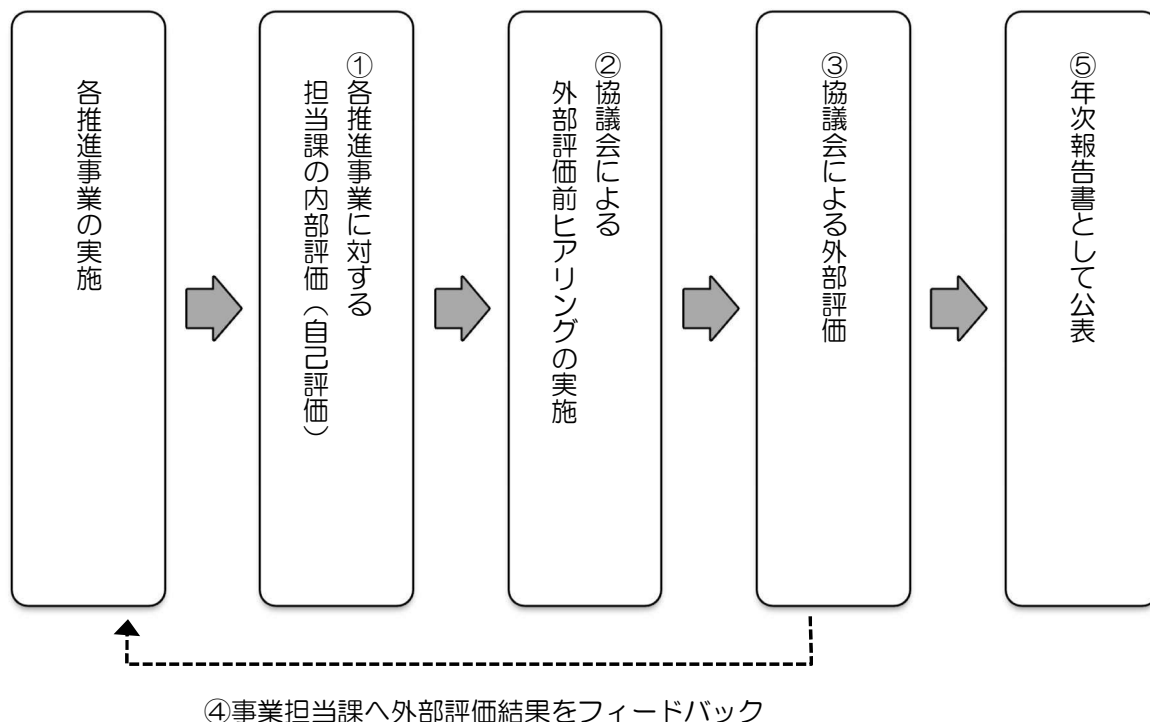
(2) 実施機関

さいたま市男女共同参画推進協議会

(3) 進行管理・公表の流れ

- ①各推進事業について、担当課が進捗状況に対する内部評価（自己評価）を行います。
- ②協議会は、各事業への認識を深めるとともに適切に外部評価を行うため、事業担当課に対しヒアリングを実施します。
- ③協議会は、事業担当課の自己評価やヒアリング結果に基づき、評価を行います。
- ④外部評価結果を集計し、次年度以降の各推進事業の実施に反映させるよう、担当課へフィードバックします。
- ⑤評価結果を年次報告書へ掲載し、公表します。

第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン外部評価
進行管理・公表の流れ



(4) 外部評価の年度計画

第4次プランは、187の推進事業で構成されていますが、外部評価は、重点項目5項目に位置づけられた事業を対象に5年間で計画的に実施します。

実施年度	対象項目
令和2年度 (2020年)	重点事項1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実【5事業】 重点事項2 政策方針決定過程への女性の参画の拡大【7事業】
令和3年度 (2021年)	重点事項3 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実【13事業】 基本的施策①介護者支援策の充実 基本的施策②子育て支援策の充実
令和4年度 (2022年)	重点事項3 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実【11事業】 基本的施策③子育て情報の提供と学習機会の充実 基本的施策④保育施設等の整備・充実
令和5年度 (2023年)	重点事項4 経済的自立に向けた取組の推進【12事業】
令和6年度 (2024年)	重点事項5 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備【6事業】

(5) 外部評価の方法

各推進事業の実施状況・実績に対するさいたま市男女共同参画推進協議会からの意見

協議会委員から、事業担当課が行った年度ごとの実施状況・実績、自己評価内容について、適切に自己評価が行われているか、男女共同参画の視点を踏まえ事業が実施されているか、課題が的確に把握され、課題解決に向けた方針の検討がなされているか等の観点から、ご意見やアドバイスを頂きます。